

# 保険料の納付方法 口座振替に変更できます

75歳以上(一定の障がいがある方は65歳以上)の方が加入する後期高齢者医療制度の保険料の納付方法には、

年金から天引きする特別徴収と納付書や口座振替により納める普通徴収の2つがあります。

このうち、年金天引きの特別徴収については、次のいずれかの要件を満たす場合、口座振替に変更することができます。

## 《変更可能な要件》

① 国民健康保険の保険料を確実に納付していた方(本人)が、口座振替により納付する場合

② 年金収入が180万円未満の方の保険料を、その方の配偶者、または本人以外の世帯主が口座振替により納付する場合

※税金申告の際、世帯主、または配偶者が口座振替で納めた場合、保険料を納めた方の社会保険料控除の対象とすることができます。(②の場合)

※年金天引により納付した

## 変更の手続きは次のように行います

### ①納付方法が

#### 口座振替に変更可能かを確認

納付方法の変更には要件がありますので、まずは保険医療課にお問い合わせください。

※現在、国が要件の見直しを検討中です。



### ②金融機関で口座振替の申込み

①で納付方法が変更可能であることを確認後、口座をお持ちの金融機関で後期高齢者医療保険料の口座振替を申し込み、「口座振替依頼者用控(青い紙)」を受領してください。



### ③市役所窓口で届出

②で受領した「口座振替依頼者用控」と「後期高齢者医療被保険者証」を市役所窓口で提示し、「納付方法変更申出書」に記入提出してください。

※年金天引からの納付方法の変更には、必ず①から③までの手続きが必要となります。

※③の手続きの時期により、年金天引停止の時期が異なります(約3ヶ月後の年金から天引が停止することになります)。

保険料は、年金受給者本人だけが社会保険料控除の対象とできません。  
※現在、国では要件の見直しを検討中のため、今回お知らせした内容が変更する場合があります。

問合先

保険医療課  
35-3495

## 社会保険等の扶養家族であった方は保険料の確認を

後期高齢者医療制度に加入するまで、ご家族の社会保険などの健康保険の被扶養者であった方は、平成20年度の後期高齢者医療の保険料が年間1,900円に減額されています。社会保険などの扶養であった方で、年間保険料が1,900円でない方は保険医療課までお知らせください。

※国民健康保険の家族であった方は、減額対象となりません。

※対象者の確認は、加入前の保険者から提供される情報により判定しています。

## ふるさと納税のPRシール作成

年賀状や名刺などにご活用ください

市ではこのほど「ふるさと納税」をPRするシールを作成しました。シールには「ふるさと納税で飛騨高山を応援してください」とのメッセージが記され、古い町並や千町牧場(せんちやうぼくじやう)など6種類がプリントされています。

無料配布していますので、遠方の親せき、友人、知人への声かけなどPRをお願いいたします。

### 配置場所

- ・本庁インフォメーション
- ・支所地域振興課



問合先

企画課  
35-3131